

江府町告示第33号

令和7年4月18日

江府町長 白石 祐 治

第3回江府町議会5月臨時会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和7年5月1日

2、場 所 江府町役場議場

3、付議事件

1. 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部改正について）
2. 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部改正について）
3. 令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
4. 江府町議会の議員の定数を定める条例及び江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

加 藤 邦 樹

加 藤 周 二

芦 立 喜 男

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

三 輪 英 男

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

三 好 晋 也

○応招しなかった議員

な し

第3回 江 府 町 議 会 5 月 臨 時 会 会 議 録 （第1日）

令和7年5月1日（木曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第49号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第50号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第51号 令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第52号 江府町議会の議員の定数を定める条例及び江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 加 藤 邦 樹	2 番 加 藤 周 二	3 番 芦 立 喜 男
4 番 森 田 哲 也	5 番 川 端 登志一	6 番 阿 部 朝 親
7 番 三 輪 英 男	8 番 長 岡 邦 一	9 番 川 端 雄 勇
10 番 三 好 晋 也		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤 原 靖

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	八 幡 徳 弘
教育長	富 田 敦 司	総務課長	生 田 志 保
住民生活課長	松 原 順 二	教育課長	谷 田 孝 之
会計管理者	佐々木 康 二		

午前１０時００分開会

○議長（三好晋也君） ただいまの出席議員数は１０名です。

地方自治法第１１３条の規定による定足数に達していますので、令和７年第３回江府町議会５月臨時会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可します。

本日の議事日程は、タブレットに配信のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三好晋也君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において、７番、三輪英男議員、９番、川端雄勇議員の両名を指名いたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（三好晋也君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日１日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） ご異議なしと認めます。よって会期は１日と決定いたしました。

日程第３ 議案第４９号 から 日程第４ 議案第５０号

○議長（三好晋也君） 日程第３、議案第４９号、専決処分した事項の承認について（江府町税条

例の一部を改正する条例）から、日程第４、議案第５０号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の以上２議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石祐治君） 議案第４９号でございます。専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部改正について）でございます。本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、江府町税条例の所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第５０号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、江府町国民健康保険税条例の所要の改正をいたすものでございます。以上２議案につきまして、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（三好晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原順二君） 失礼いたします。議案第４９号、江府町税条例の一部改正について説明させていただきます。本会議資料をご覧くださいと思います。主な今回の改正内容につきましては７点ほどありまして、まず、１番目としまして公示送達の方法定義が変わりました。従来掲示場に公示に加えましてインターネットを用いる方法を追加することに伴う規定の改正でございます。２番目につきまして、特定親族特別控除の創設でございます。特定親族特別控除と言いますのは居住者が生計を一にする年齢１９歳から１９歳以上２３歳未満の親族と大体大学生相当でございます。こちらのものに対して１０３万円の壁に対応したものについて、控除の額を従来１０３万円が上限でしたのを１２３万円以下まで対応したものでございます。こちらにつきまして令和８年度から施行するために改正を用いたものでございます。３番目につきまして、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しについてでございます。こちらにつきましては、現行の原付バイクにつきましては、令和７年１１月から排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産ですとか、販売、継続が困難と聞いております。このため税率が見直されました。基本的に１２５ｃｃ以下の排気量のバイクで馬力が５０ｃｃ相当以下でありましたら、原付と同

じ、原付扱い、新基準原付バイクとしまして、原付バイクと同じ税率2,000円とするものでございます。4番目にマイナ免許証についてでございます。こちらにつきましては、免許証、3月末からマイナンバーカードに免許証の情報が付与されるようになりまして、こちらに伴います規定の事項の追記があったものでございます。5番目につきましては、災害による特例措置の終了でございます。大規模災害に等による特例措置につきまして、すでに終了されたものについて削除するものでございます。6番目に加熱式たばこにかかる特例でございます。こちらにつきましては、加熱式たばこの課税標準の特例を新たに追記するものでございます。加熱式たばこの算定方法を紙たばこに算定するための換算方法の見直しがあったものに対応するものでございます。こちらにつきましては、令和8年激変緩和措置のため、令和8年4月、それからまた10月と随時激変緩和措置をもって施行される予定となっております。その他は、各法令に条ずれなどにより字句の修正等でございます。施行日につきましては、原則4月1日でございますが、先ほどたばこ税等申し上げました条項など、令和8年の1月1日または4月1日の施行となるものがあるものでございます。こちらについては以上でございます。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。議案第50号、江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましても、今回見直しが行われまして、課税限度額の見直しが行われました。まず、課税限度額ですけれども、現行106万円のものが3万円上がりまして109万円。基礎課税額65万円が66万円。後期高齢者支援金等課税額が24万円から26万円となったものでございます。もう一つ見直しがありまして、減額の対象となる所得基準の見直しでございます。国民健康保険税は軽減措置がありまして、そのうち5割軽減基準額が引き上げられまして、ここに記載しております改正後のとおり、基礎控除額プラス30.5万円に1万円引き上げられております。2割軽減につきましても同様でございまして、基礎控除額プラス56万円かける被保険者数が基準額として引き上げられております。こちらにつきましては、いずれも施行日が令和7年4月1日からでございます。以上でございます。

○議長（三好晋也君） 質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第49号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第4、議案第50号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

日程第5 議案第51号

○議長（三好晋也君） 日程第5、議案第51号、令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石祐治君） 議案第51号でございます。令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）でございます。本案は、規定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ51億3,000万円といたすものでございます。地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田志保君） 失礼します。議案第51号、一般会計補正予算（第1号）についてご

説明いたします。議案書と別に配布しております江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思います。本会議資料の最後のページをご覧ください。歳入歳出それぞれ1,000万円を増額する一般会計補正予算の内容をまとめております。今回の補正の内容ですが、申請をしておりました地方創生交付金の採択が決定いたしましたことによるもののうち、グリーンネイチャーアドベンチャーフォーオールカントリーズ展開事業にかかる増額となります。この事業の目的ですけれども、二つありまして、有大な自然を有し、良質な水を育む奥大山エリアのブランディングを実施し、来訪者の滞在時間の延長によって地域内の消費増と満足度を高める。それと共にインバウンドの対策に取り組む。そして、環境を重視した観光の推進に取り組むことによって、他地域との差別化を図り、環境に共感する来訪者のニーズの受け皿となることを目指すとしております。事業の内容といたしましては、旅行商品の造成、体験素材の拡充、学びを提供指導できる人材の育成、受け入れ環境の整備、情報発信、これらを行う組織の運営、そういったものの計画をしております。本年度から令和9年度の3年間で事業を展開してまいります。今回、補正の内容といたしましては、当初予算で予算化しております事業の財源に組み替え充当し調整いたしますものと、自然文化協議会の補助金ということになります。説明は以上です。

○議長（三好晋也君） 日程第5、議案第51号、令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第52号

○議長（三好晋也君） 日程第6、議案第52号、江府町議会の議員の定数を定める条例及び江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石祐治君） 議案第 5 2 号でございます。江府町議会の議員の定数を定める条例及び江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定に基づき、条例改正の請求を受理したことにより、同条第 3 項の規定により、議会の議決を得たく、意見を付して提案いたすものでございます。以下、意見書でございます。

地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定に基づき、江府町議会の議員の定数を定める条例及び江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例につきまして、地方自治法上必要とされる有権者の 5 0 分の 1 の数を満たす 4 5 名の連署をもって、改正を求める直接請求がありましたので、同条第 3 項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

本町議会の議員定数につきましては、平成 1 6 年 1 0 月 5 日条例第 2 9 号により、1 0 人と改められ、平成 1 7 年 1 月 1 日以後、初めてその期日が告示される一般選挙から施行すると定められました。その後、町議会におかれては、先進事例の視察、議会活動の報告と意見交換を行う場を設け、住民の声を直接聞く機会を確保するなど、議会改革に取り組み、先般、令和 7 年 3 月定例会において、議員定数を 1 名削減する条例改正案を可決、本年 6 月に執行される一般選挙から適用されることとなったところであります。二元代表制の一翼を担う町議会は、様々な政策や条例の提案者としての役割や責任が強く求められるなど、その重要性が増す中で、とりわけ、定数につきましては、住民から直接権能を付託された町議会のあり方そのものに係る根幹的な事項であり、町議会による自己決定が基本であると考えます。

次に、江府町議会の議員の議員報酬の額を引き下げる件についてです。江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例は、地方自治法第 2 0 3 条第 4 項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する報酬と費用弁償の額、その支給方法について定めるものです。このたびの条例改正請求の背景には、定数増に合わせて議員報酬を削減することで経費が抑制できるとする見方が含まれると推察されますが、定数を増加させることで報酬以外の経費、これは、議会運営費や議員活動にかかる経費でございますが、増大することが懸念されます。また、報酬の大幅な削減は、昨今、全国的な問題となっている議員のなり手不足を助長する可能性があり、議会の健全な運営に影響を及ぼす恐れがあります。

以上のことから、このたびの定数増及び報酬削減を求める条例改正直接請求につきましては、慎重にご審議の上、町議会の責任のもとで適切なるご判断をお願いしたいと考えるものです。なお、提出された条例案について、一部記述誤りと思われる箇所について請求代表者に確認の上修

正、また、法制執務上の考え方に照らして、その記述形式を現行条例と合わせるため、別紙のとおり修正いたしましたので申し添えます。なお、内容の詳細につきましては、担当からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（三好晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田志保君） 失礼します。議案第52号について議案書により説明をさせていただきます。江府町議会の議員の定数を定める条例及び、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。なお本案は、二つ以上の条例の改正について原因結果の関係はないものの、共通の動機に基づき並列的に改正できるものであるとし、一つの議案として提案するものでございます。意見書の次ページに条例改正の請求書を。続いて、請求書に添付された定数条例と報酬条例の改正案を添付しております。ただし、町長が意見の最後に述べましたように一部誤りと思われるもの、法制執務上の記述形式について修正をしておりますので、説明は次ページに添付の別紙により行います。まず、江府町議会の議員の定数を定める条例です。本則中10人とあるものを12人に改め、施行期日を公布の日、適用を公布以後初めてその期日が告示される一般選挙からいたします。なお、本条例は先般3月定例会で改正が議決され、定数は9人とされましたが、附則で施行期日を令和7年4月以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行するとありますので、ここではまだ改正前が10人となります。次のページの新旧対象表をご覧ください。江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。第2条の別表を改めるものでございます。右側改正前、議長32万3,000円とあるものを左側改正後、議長25万8,000円に。同じく副議長24万9,000円を20万6,000円に。常任委員長24万円を20万2,000円に。議会運営委員長24万円を19万5,000円に。議員23万5,000円を19万円にそれぞれ改めるものです。なお、請求書に添付されました条例改正案では、常任委員長の改正後の額が2万200円となっておりますが、提出者に確認の上、20万2,000円と修正をしております。附則といたしまして、施行期日を令和7年7月1日としております。説明は以上です。

○議長（三好晋也君） 引き続き、本案については、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。

お諮りします。請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、本日5月1日10時25分から議場で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） 異議なしと認めます。

したがって、請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所については、5月1日10時25分から議場で行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（三好晋也君） 再開します。

これより、意見陳述を行います。

請求代表者は、末次美喜枝氏であります。

意見陳述を述べる方は15分以内となっておりますのでご注意ください。

それでは、意見陳述者の発言を許可しますので、登壇の上、意見陳述を行ってください。

○請求代表者（末次美喜枝君） 改めまして末次美喜枝と申します。よろしくお願いいたします。

議会で15分の発言権利をいただきました。でも何を喋っていいのかまだ頭の中がちゃんぽんになってますので、ゆっくりと話したいと思います。今回のこの請求にあたって、いろいろ去年の暮れからいろいろ何回も行動、運動をしてきましたけど、1回も通りません。町議さんと対応もさせてもらいませんでしたし。何もできていない状態でしたけど、この度、町内の皆さんの署名をいただきまして、それが定数通りましたので、直接請求をさせていただくことができました。本当に感謝しております。私も町議っていう仕事はあんまり詳しくはないんですけども、でも皆さんの声を聞いていただくのは一番町議がいいんじゃないかと思います。そこから町長にっていうのが順序でないかな思いました。昨年、町長選挙に出たときに恥ましたいうところですが、それと言いたいことがいっぱいあります。何回も何回もいってその書類がきちんと揃わなければそのこういう機会を持たしてもらえないというのはちょっと腑に落ちません。どうか昔で言う目安箱っていうのを作っていただけたらと思います。なんか書類が足らない。あれがいけない。これがいけないっていうのばかりでした。ちょっと大変でした。議会報酬のほうは、先程説明受けましたので納得いきましたのでそれで進めていただきたいと思います。先だって勝手に町議さんと、談合じゃないけど、お話をしたいと思って、竹茂さんをお願いして、やろう思ったんですけど、誰1人おいでになりませんでした。私と、竹茂さんと加持谷さん3人でずっとお待ちしてましたけど、連絡もいただけませんでしたので残念に思います。こういうことはあまりしていいけないことなんでしょうか。それも私は分かりません。町議の方とお話会持ついうことは良

くないことなんでしょうか。それもちっと私は分かりませんが、いろいろ勉強させていただきました。今回請求にあたりまして60名の署名をいただきました。そのうち有効と無効に別れて検査していただいた結果45票ありましたので、この請求ができることになりました。本当にありがたいことです。最後に、今回の直接請求で議員数を2名増やすということで12名ですが、先立て私達が町長さんに直訴したときにはまだもう決まっていたのか。でもそれで先日町報と一緒に選挙のチラシが入ってました。それでそれを見て、どうか、私らが文句言ってるのにそれを無視して配られたんじゃないかなと思いますがどんなんでしょうか。それを聞きたいです。納得いきません。文句言うもんがおるのに決まったからって通していいもんなんじゃないんでしょうか。ちょっとわけのわからんこと言ってます。どんなでしょう。納得いかないことは納得いかないんで。この場を借りて私個人でなくて町民の皆さんに説明をしていただけませんでしょうか。ただ9名でいいからいいからじゃなくて9名というふうにして9名になったのか。私らが人数を増やすというのは町民の声をもっともっと幅広く聞いて欲しいから人数を増やして欲しい。それだけのことなんですけど。それは無理なんじゃないでしょうか。というところちょっと納得いくように私個人でなくて町民の皆様もそう思ってると思いますのでちゃんと説明をして欲しいです。それと最後の町議、最後書類を皆さんも見られたと思うんですけど、この町議のこの会を土日にして欲しいっていうのを私も仕事を休んでこないけんで、なかなか土曜日、日曜日だったら町民の皆さんももっとたくさん来られるんじゃないかと思います。そのそういうことをもうちょっと議論して決めて欲しいと思います。勝手ばっかと言いますがいいんでしょうか。

○議長（三好晋也君） まだ時間ありますから。大丈夫です。

○請求代表者（末次美喜枝君） すみません勝手言いまして。またここに立つ機会があればもうちょっと勉強してきます。よろしくお願いします。失礼します。

○議長（三好晋也君） 以上で、条例制定請求代表者の意見陳述を終わります。

意見陳述者におかれましては、御退場をお願いいたします。

議案第52号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

阿部議員。

○議員（6番 阿部朝親君） 議案につきましては反対という立場をとらせていただきたいと思います。理由につきましては、町長さんの意見書にもありますとおり、議員報酬の削減によりまし

て、増員される議員報酬につきましては、削減したものについて、確保できると思いますけども、そのほかの費用につきましては、当然、増があるわけでございます。それと昨今、選挙の無投票の回数が、全国的に増えております。近場の町村におきましても数あるわけですけども、その一因としては、やはり私考えるのには議員報酬のやっぱり少ないということも一つの原因じゃないかなということを思っておりますし、そのように言われているところでもあります。これ以上、議員報酬を削減を行いますと、議員の成り手不足ということの助長、特に、私が思うのには町内もう少し若い人に選挙に出ていただきたいというふうな気持ちもありまして、そういうふうな方のやっぱり立候補も報酬が少なくなれば、立候補される方も少なくなるんじゃないかなと思っております。3月議会で1名削減もしております。この条例が改正されることにつきましては、反対するという立場を取らせていただきたいと思います。以上です。

○議長（三好晋也君）　ほかありませんか。

森田議員。

○議員（4番 森田哲也君）　議員報酬は今あのお話をされたとおりでと思います。定数についての説明がなかったように思いますので、私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。議員定数につきましては、私たちが一番自信を持って9名にした一つの原因として、この3年間9人でやってきたという実績があります。9人で仕方なくやってきたわけですが、その3年間で大きく町民の皆さんのご意見を収集し損なったというようなことは感じておりませんし、町民の少数意見を収集するのは数ある人数でなく、やはり議員一人ひとりの能力、やる気そういったことが一番大切ではないかというふうに思っております。議員定数を増やしますと、昨今の江府町をはじめとする、全国的にも無投票選挙が非常に増えてきております。無投票になりますと、町民の1票1票の大切な意見が無視されると、そういった機会を奪ってしまうということはこれこそ民主主義の根幹に関わるんじゃないかというふうに私は思っております。町民の皆さんが自分の思いで出したい人が議会に出てその議員がきちんとした対応を勉強してやっていく行政を方向付けていくということは議員の最も大切な仕事だというふうに理解をいたしております。そういった点につきましては、言えば無投票になると町民が望まない、言い方悪いですが、町民が望まない議員も議員として参加をするということになります。これは、町民の総意ではないというふうに私は思っております。そういった観点を考えまして私は、いろいろと住民懇談会等で意見を聴収しましたときには8名でいい、6名でいいという逆にもっと少なくしろという意見も多々あったように感じております。ただ、一定数の議員はやっぱり議員運営の中では必要だということを、各自治体の研修をしてまいりましたし、それから議員研修会の講師のお話にもありました。私も

そのとおりだと思います。先では分かりませんが、私は今回の9名という定数は、江府町議会においては適当な数字だというふうに思っておりますので、私も反対をいたします。

○議長（三好晋也君） ほかありませんか。

ないので討論を終結します。

採決を行います。

本案は、起立によって行います。

議案第52号、本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を願います。

起立者なし。よって、本案は、否決されました。

○議長（三好晋也君） おはかりいたします。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好晋也君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は、これをもって閉会することに決しました。

以上をもって、令和7年第3回江府町議会5月臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時40分閉会
